

文京区施工能力等審査型総合評価落札方式の実施に関する要綱

23文総契第304号	平成24年3月28日	区長決定
26文総契第472号	平成27年3月25日	区長決定
27文総契第373号	平成28年1月26日	部長決定
28文総契第367号	平成29年1月16日	部長決定
2021文総契第758号	令和3年12月22日	部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、文京区(以下「区」という。)が発注する建設工事において、安定的な品質確保及び不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際の工事価格及び施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 1級技術者 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 2級技術者 建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外のものをいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外のものをいう。
- (4) CORINS 財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システムをいう。
- (5) 工事成績点 文京区工事成績評定要綱(21文総契第430号)第10条第1項に規定する工事成績評定の総評定点をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象として発注する工事(以下「発注工事」という。)は、原則として予定価格が2,500万円以上の工事案件から、文京区契約委員会の議を経て、区長が定める。

(学識経験を有する者等への意見聴取)

第4条 区長は、落札者を決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者等に意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

2 区長は、前項第2号の規定による意見聴取の結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、当該学識経験を有する者等の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定による意見聴取は、文書その他の方法によるものとする。

(総合評価落札方式における入札)

第5条 総合評価落札方式の入札は、制限付き一般競争入札又は希望型指名競争入札によるものとする。

2 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）のうち、第11条に規定する発注工事の公表の日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事のうち最直近のもの工事成績点が60点未満であるものは、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第6条 総合評価落札方式の評価は、価格点と施工能力等評価点を合計した評価値による。

2 価格点は、次の式により算定する。この場合において、入札価格が予定価格の7割を下回るときは、予定価格の7割を当該入札価格として算定する。

$$70 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

3 施工能力等評価点の算定は、工事成績評価点、発注工事において配置を予定している技術者（以下「配置予定技術者」という。）の資格点、配置予定技術者の実績点及び地域・社会貢献評価点の合計によるものとする。

4 施工能力等評価点は、29点を満点とし、評価項目ごとの点数配分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事成績評価点 16点

(2) 配置予定技術者の資格点 3点

(3) 配置予定技術者の実績点 3点

(4) 地域・社会貢献評価点 7点

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点の算定の対象となる工事は、建設工事等競争入札参加資格申請の手引き別表2に定める業種名のうち、発注工事と同一の業種名に属する工事とする。ただし、第11条に規定する発注工事の公表の際に指定することにより、発注工事と異なる業種名に属する工事を対象とすることができる。

- 2 工事成績評価点は、別表第1に掲げる工事成績点の平均の区分に応じたものとする。
- 3 工事成績点の平均は、第11条に規定する発注工事の公表の日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事の件数に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 完了した工事が3件以上の場合 直近3件の工事成績点の相加平均
 - (2) 完了した工事が2件の場合 該当する工事成績点の相加平均
 - (3) 完了した工事が1件の場合 該当する工事成績点
 - (4) 完了した工事がいない場合 60点

(配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法)

第8条 配置予定者技術者の資格点は、配置予定技術者が、発注工事が該当する建設業法別表第1の下欄に掲げる建設業について、1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

- 2 配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者が、発注工事と同じ工種の工事に監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者として関わった場合に2点、担当技術者として関わった場合に1点とする。
- 3 前項の実績点の対象とする工事は、CORINSの定める工種の区分が発注工事と同じ工事であり、かつ、第11条に規定する発注工事の公表の際に公表した工事概要に該当するもののうちから、区長が定める。
- 4 第2項の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。

(地域・社会貢献評価点の算定方法)

第9条 地域・社会貢献評価点は、第12条に規定する入札参加に係る申請時において、別表第2に掲げる評価区分及び評価項目に該当する場合に、当該評価区分に応じた評価点とする。この場合において、1つの評価区分につき複数の評価項目に該当する場合は、いずれか1つの評価項目について当該評価項目に応じた評価点とする。

(落札者の決定方法)

第10条 入札価格が予定価格以下であるもののうち、第6条第1項の評価値が最も高い入札者をもって落札者とする。

- 2 前項の評価値の最も高い入札者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落

札者を決定する。

(公表事項)

第 11 条 区長は、総合評価落札方式を実施しようとするときは、発注工事の公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事であること。
- (2) 入札参加に係る申請方法
- (3) 提出資料の様式及び提出方法
- (4) 価格点の算定方法
- (5) 施工能力等評価点の評価項目及び算定方法
- (6) 落札者の決定方法
- (7) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。

(申請書の提出等)

第 12 条 入札参加希望者は、前条に規定する公表事項に基づき、入札参加に係る申請を行うとともに、文京区施工能力等審査型総合評価落札方式入札参加申請書（別記様式第 1 号）、工事成績評定の実績報告書（別記様式第 2 号）、配置予定技術者の資格・実績申告書（別記様式第 3 号）、地域・社会貢献申告書（別記様式第 4 号）その他必要な資料を提出するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 この要綱による工事の発注は、当分の間試行として実施するものとし、この要綱の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、総合評価落札方式について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上 60点未満	0点
60点以上 62.5点未満	1点
62.5点以上 65点未満	2点
65点以上 67.5点未満	3点
67.5点以上 70点未満	4点
70点以上 72.5点未満	5点
72.5点以上 75点未満	6点
75点以上 77.5点未満	8点
77.5点以上 80点未満	10点
80点以上 82.5点未満	12点
82.5点以上 85点未満	14点
85点以上	16点

別表第2（第9条関係）

評価区分	評価項目	評価点
地域への精通	文京区契約事務規則（昭和39年4月文京区規則第11号）第2条第1項第7号の東京電子自治体共同運営事業の資格審査サービスにおいて、本店又は支店の所在地を区内として登録している事業者（以下「区内業者」という。）である。	2点
安全・安心なまちづくり	区と災害協定を締結し、又は区と災害協定を締結している団体の構成員である。	1点
	国、地方公共団体等において、消防団協力事業所の認定を受けている。	
区内下請業者の積極的活用	発注工事において、区内に本店の所在地を有する事業者から下請負者を選定する。	1点
品質及び環境への配慮	品質管理及び品質保証に関する国際規格 ISO9001 認証を取得している。	1点
	環境マネジメントシステムに関する国際規格 ISO14001 認証を取得している。	
	一般社団法人エコステージ協会のエコステージ（ステージ2以上）認証を取得している。	
	一般財団法人持続性推進機構のエコアクション 21 認証を取得している。	
雇用確保の取組	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項の障害者雇用率以上の障害者雇用がある。	1点
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項の高年齢者雇用確保措置を講じている。	
	更生保護に協力する協力雇用主制度に登録をしている事業者である。	
ワーク・ライフ・バランスの推進等	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定を受けている。	1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の認定を受けている。	
	文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録事業実施要綱（文総総第613号）第5条の規定による登録を受けている。	

文京区施工能力等審査型総合評価落札方式 入札参加申請書

年 月 日

文京区長 殿

〔申請者〕
所在地
会社名
代表者
メールアドレス

下記の入札への参加を申請します。

なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名 _____

- 添付書類
- 1 工事成績評定の実績報告書（別記様式第2号）
 - 2 配置予定技術者の資格・実績申告書（別記様式第3号）
 - 3 地域・社会貢献申告書（別記様式第4号）

工事成績評定の実績報告書

会社名 _____

項目		①	②	③
直近の工事実績	工事件名			
	契約番号			
	業種			
	契約金額			
	工期	～	～	～
工事成績評定通知書	成績評定通知日			
	総評定点			

- 注1 文京区が発注した同業種の工事のうち、直近3件の施工実績を記載してください。
- 2 ①から工事成績評定通知日が新しい順に記載してください。
- 3 最直近工事の総評定点が60点未満の場合は、この入札に参加できません。
- 4 記載した工事の契約書表紙の写しと工事成績評定通知書の写しを添付してください。

別記様式第3号（第12条関係）

配置予定技術者の資格・実績申告書

会社名 _____

配置予定技術者氏名		
監理技術者資格 (監理技術者が必要な場合のみ)		登録番号 第 _____ 号・ _____ 年 _____ 月 _____ 日取得
保有資格区分 (いずれかに○)		1級技術者 ・ 2級技術者 ・ その他
保有資格の名称		
配置 予定 技術 者の 実績	工事件名	
	契約金額	
	工期	
	CORINS 番号	
	工種	
	従事役職 (いずれかに○)	監理技術者 ・ 主任技術者 ・ 担当技術者

- 注1 技術者の保有資格を証明する書類を添付してください。
- 2 配置予定技術者の実績は、CORINSに登録されたもののみ記載できます。
- 3 配置予定技術者の実績に記載した工事内容が分かる CORINS 工事カルテの写しを添付してください。

地域・社会貢献申告書

会社名 _____

<p>地域への精通 (該当するものに○)</p>	<p>1 本店又は支店の所在地を文京区内に登録している。 2 本店又は支店の所在地を文京区外に登録している。</p>
<p>安全・安心なまちづくり (該当するものに○)</p>	<p>1 文京区と災害協定を締結している。 2 文京区と災害協定を締結している団体の構成員である。 3 国、地方公共団体等において、消防団協力事業所の認定を受けている。</p>
<p>区内下請業者の積極的活用 (該当するものに○)</p>	<p>1 対象入札案件において、文京区内に本店の所在地を有する事業者から下請負者を1社以上選定する。 2 対象入札案件において、文京区内に本店の所在地を有する事業者から下請負者を選定しない。</p>
<p>品質及び環境への配慮 (該当するものに○)</p>	<p>1 ISO9001 認証を取得している。 2 ISO14001 認証を取得している。 3 エコステージ（ステージ2以上）認証を取得している。 4 エコアクション21 認証を取得している。 5 上記1から4までのいずれもなし</p>
<p>雇用確保の取組 (該当するものに○)</p>	<p>1 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項の障害者雇用率以上の障害者雇用がある。 2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項の高年齢者雇用確保措置を講じている。 3 更生保護に協力する協力雇用主制度に登録をしている事業者である。 4 上記1から3までのいずれもなし</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスの 推進等 (該当するものに○)</p>	<p>1 次世代育成支援対策推進法第13条の認定を受けている。 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定を受けている。 3 文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録事業実施要綱（文総総第613号）第5条の規定による登録を受けている。 4 上記1から3までのいずれもなし</p>

注1 地域への精通以外の項目に関しては、実績、認証、登録等について証明する書類（写しを含む。）を添付してください。